

訴 状

平成 19 年 4 月 3 日

大阪地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人
弁護士 佐 藤 裕 己

〒 570-0035

原 告 大 正 健 二

〒 530-0047

大阪市北区西天満 3 - 1 - 6 辰野西天満ビル 8 階
水都総合法律事務所 (送達場所)

電 話 06 - 6361 - 1722

FAX 06 - 6361 - 1744

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 裕 己

〒

被 告 山 下 恒 生

〒 540-0031

大阪府中央区北浜東 1 番 17 号
日本ワードデータビル 8 階

被 告 大 阪 教 育 合 同 労 働 組 合
上記理事 山 下 恒 生

損害賠償請求事件

平成 19 年 (ワ) 第 3805 号

損害賠償請求事件

原告 大 正 健 二

被告 山 下 恒 生 外 1 名

答 弁 書

大阪地方裁判所第 5 民事部単 4 係

御中

2007 年 5 月 11 日

被告兩名代理人

弁護士 井 上 二 郎

弁護士 桜 井 健 雄

弁護士 大 川 一 夫

弁護士 永 嶋 靖 久

弁護士 森 博 行

弁護士 丹 羽 雅 雄

弁護士 養 父 知 美

弁護士 金井塚 康 弘

弁護士 岸 上 英 二

弁護士 中 島 光 孝

弁護士 幸 長 裕 美

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 平 方 かおる

弁護士 大 橋 さゆり

弁護士 奥 山 泰 行

弁護士 定 岡 由紀子

弁護士 藤 木 達 郎

弁護士 井 上 健 策

弁護士 友 弘 克 幸

(送達場所) 〒 530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 6 番 1 2 号

サン・アロービル 4 階

電 話 06 - 6365 - 1565

FAX 06 - 6365 - 1562

弁護士 平 方 かおる

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金 330 万円及びこれに対する平成 19 年 1 月 12 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 原告

原告は、昭和 52 年 4 月以来兵庫弁護士会に登録している弁護士である。

原告は、平成 12 年 6 月以降現在迄、訴外学校法人大阪信愛女学院（以下、訴外信愛女学院）の理事である（甲 1）。

2 被告ら

（1）被告山下恒生（以下、被告山下）は、被告大阪教育合同労働組合（以下、被告組合）の理事兼執行委員長である（甲 2）。

（2）被告組合は、平成 1 年 12 月 22 日に、主に教育に係る労働者で結成された労働組合であり、その旨の登記も経ている。被告組合の理事は、被告山下 1 人である（甲 2）。

3 名誉毀損行為に至るまでの経緯

（1）訴外信愛女学院は、その小学校の教諭である訴外 M

（以下、訴外 M）を平成 18 年 11 月 2 日、以下の理由により同月 6 日から同年 12 月 5 日までの 30 日間、停職の懲戒処分を下した（甲 3）。

被懲戒者（訴外 M）は、「オフィスショウ」に属する「翔ユリコ」の芸名にて、平成 18 年 8 月 11 日大阪市中央公会堂にて「翔ユリ子コンサート」に出演する等して個人事業者として、「所属長の承認を得ることなく他の事業を営んだ」（就業規則第 19 条 6）ものである。

被懲戒者は、自己が担任することとなったクラスの児童の保護者に対して、住所、氏名、家族構成等を申告させるについて、個

請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

1 原告

原告が兵庫県弁護士会登録の弁護士であることは認め、その余は不知。

2 被告ら

被告大阪教育合同労働組合（以下、「被告組合」という）は、平成元年 1 2 月 2 2 日に法人登記された地方公務員法第 5 3 条の規定に基づく登録職員団体であるが（乙 1～3）、原告が本件で問題としているピラ配布等を行った労働組合とは別の団体である（乙 4）。ピラ配布等を行った労働組合は、名称を「大阪教育合同労働組合」といい、法人格はない（以下、同労組を「訴外教育合同」という）。訴外 M（以下、「訴外 M」という）は被告組合の構成員ではなく、訴外教育合同の組合員である。被告山下恒生（以下、「被告山下」という）は、被告組合の理事であり執行委員長であると同時に訴外教育合同の執行委員長である。

上記に反する原告の主張は否認する。

3（1）訴外信愛女学院（以下、「訴外信愛」という）が主張の日に訴外 M に対して を理由として主張の懲戒処分を行ったことは認める。但し、 記載の内容については、事実反する部分もある。

について、否認する。調停成立までのいきさつ上、調停条項では懲戒処分を有効と認めることとなったが、訴外 M は懲戒処分を法的に妥当とも当然の処分とも考えていない。

人情報として流出、漏えい等しないことを誓約したにもかかわらず、上記コンサートチケットを上記児童に対してその住所宛送付し、且つ構成家族分のチケットを同封し、もって職務に何ら関係のない上記個人事業のために、上記個人情報を目的外使用したものである。

上記行為は職務上の義務に違背することはもちろん、「職務上の機密および職務上知り得た秘密を漏らし」(上記規則第20条3)たことに準じるものである。

上記は就業規則第37条2に、上記は同規則第37条2又は5に該当するものである。

訴外信愛女学院が下した本件懲戒処分は法的に妥当で、当然の処分であった(この点は、後記にも主張しているが、訴外Mが申し立てた労働審判申立事件での調停で、訴外M自身が、本件懲戒が有効であることを、その調停条項において認めている)。

(2) 訴外Mは、平成18年11月28日、被告組合を訪れ、同日被告組合に加入し、被告組合は、訴外信愛女学院に対し団体交渉(以下、団交)を要求してきた(甲4)。団交は、平成18年12月7日(木)17時半からと決定されたが、訴外信愛女学院は同月4日に事前に、場所は訴外信愛女学院本館第2応接室、出席者数につき訴外信愛女学院側3名、被告組合側5名以内とFAXで連絡した(甲5)。訴外信愛女学院は、このFAXでの連絡に対し被告組合から何らの回答もなかったことから、訴外信愛女学院の指定した条件とおりの団交開催に当然同意したものと考えていたものである。

(2) 第1文について、否認する。訴外Mが相談をもちかけ、加入したのは訴外教育合同であって、被告組合ではない。訴外信愛に団体交渉を要求したのも訴外教育合同であって、被告組合ではない。

第2文について、概ね認める。

第3文について、訴外信愛からのファックスに対して被告組合からも訴外教育合同からも予め特に応答しなかったことは認め、訴外信愛の内心の意思については不知。

訴外Mの訴外教育合同加入から団交要求までの経過については次のとおりである。

訴外Mは、2006年11月28日、停職処分の撤回と労働条件の維持・改善について訴外教育合同に相談し、同日、訴外教育合同に加入した。翌29日、訴外教育合同は、訴外信愛に対し、「組合加入通知及び団体交渉申入書」(甲4)を送付して同年12月4日に団体交渉を行うよう要求した。団交事項は、訴外Mの停職処分の撤回及び担任業務への復帰等であった。

同月30日、訴外信愛の事務長を名乗る山崎某から訴外教育合同に電話があり、団交開催日を12月7日とするようにと要請してきた。対応した被告山下は、訴外Mは12月6日から職場に復帰することになっており、その際の担任業務への復帰を求めて団体交渉を要求しているのだから、同日より以前に団交を開催するよう求めた。ところが、山崎某は、12月7日でなければ団交には応じないと述べて一方的に電話を切った。

同年12月1日、訴外教育合同は、訴外信愛に対し、団交日程の一方的指

(3)

原告は平成 18 年 12 月 7 日午後 4 時 30 分頃、訴外信愛女学院の理事長と直接打ち合わせをなし、同日の団交につき同理事長は原告に代理権限を授与する口頭の委任契約を締結した。原告は訴訟委任状に同理事長の記名・捺印をもらい(甲 6)、団交に臨んだ。

しかるに、当日被告組合は、事前の及び当日の何らの説明もなく、被告山下を含め 8 名を団交に出席させるよう要求してきた。また、被告山下は、原告に委任状の呈示を求めてきたので、先の委任状(甲 6)を呈示した。被告山下は、これに対し「これは訴訟委任状であるから団交の代理権限を証するものではない」と主張し、押し問答が続いたので、原告はこれ以上押し問答を続けても埒が明かれないと考え、同理事長に、先の委任状に「団体交渉の件」と記入してもらい、被告山下に呈示した。

定に抗議しながらも同月 7 日とすることに同意する旨の文書をファックス送信した(乙 5)。

同月 4 日、訴外信愛は、団交日時を同月 7 日 17 時半から 19 時以内、組合側出席者数を 5 名以内とする条件をつけて団交を行う旨の回答書をファックス送信してきた。訴外教育合同は、団交の時間や団交の参加人数等の団交開催に関するルールは団交における話し合いの中で形成されていくものであり、団交開催前から一方的に理由もなく団交時間や参加人数を制限したりすることは正常な労使関係のスタートの障害となることが多いことから、団交参加人数については団交当日にその場で調整する予定で団交に臨むこととした。

(3) 不知。

訴外教育合同は、同月 7 日午後 5 時 30 分、同労組の執行委員長である被告山下をはじめ組合員 8 名で団交に臨んだところ、訴外信愛本館第 2 応接室に通され、訴外信愛側の団交出席者 3 名と対面した。

すると、原告が、「5 名以内でないと団交をしない」旨、発言し、組合側団交出席者を 5 名に絞るように求めてきた。

被告山下は、このとき原告が誰であるかわからなかったため、誰何したところ、原告は、「弁護士大正健二」と記載された名刺を被告山下に手渡して、「訴外信愛の代理人である」旨、名乗った。そこで、被告山下は、原告が訴外信愛から委任を受けていることについて証明するよう求めた。原告は、「訴外信愛からの委任状である」旨述べて、鞆から書面を出して、すぐに引っ込めようとした。被告山下は、原告が提示した書面の内容がきちんと見えなかったため、きちんと見せるように求めたところ、原告は、書面を手を持ったまま文字が判読できるまで被告山下に同書面を近づけた。同書面には、「訴訟委任状」の文字と「裁判所」の文字は記載されていたが、団体交渉について委任を受けた旨の文字はなかった。そこで、被告山下は、原告に対し、「これは裁判事件の委任状ではないか。団交の委任ではない。」旨追及したところ、原告は、「裁判も、団交も同じだ。」と答えた。なお、この時、原告は、訴外信愛の理事長から団交権限について口頭で委任を受けたとは一言も述べていない。

被告山下は、「委任を受けていなければ代理人として団交に出席することはできない、そんなことをすれば弁護士法違反になること、また、委任も受けていない弁護士が団交人数を制限する権限など持つはずがない」旨、指摘した。すると、原告は、「裁判事件の委任状で団交の代理人になれる」と述べて、「団交人数は 5 名以内でないと団交をしない。5 名を超える者は

被告山下は、ようやく納得したので、原告は5名以内の事前に指定した条件で団交することを申し入れたが、被告山下は「団交拒否や」と何度も繰り返すのみであった。原告は「せっかく来て頂いたのだから団交をしましょう」と被告山下に促したが、被告山下は「団交拒否で訴えるから地労委で会おう」と捨て台詞を吐いて帰ってしまった。

4 被告らの名誉毀損行為

(1) ビラ配布の事実1(甲7)

被告山下は、被告組合の理事兼執行委員長として、その職務を行うにつき、平成19年1月12日、午前8時頃、大阪市城東区古市2丁目7番30号所在の訴外信愛女学院西門において「・・・ところが理事長代理人を名乗る大正弁護士(原告)が、参加人数が多いからと団交を拒否しました。おまけに、大正弁護士は団交の委任を受けていなかったのです。明らかに弁護士法に違反しています。こんな弁護士を雇ってまで団交拒否に出てきた信愛女

団交会場から出て行くように。」と発言した。

被告山下と訴外教育合同の組合員は、「代理人でない弁護士が団交を妨害することなどできないのだから、訴外信愛の代表者が直接団交に出てくるか、それとも原告が団交の代理人としての委任を受けてくるかどうかであること、その上で団交出席人数について話し合っ調整していくべきだ」と申し入れた。その結果、原告は、団交の代理人となる委任状を作成するから、組合側団交出席者は団交会場から退出するよう求めた。

被告山下ら組合側団交出席者が玄関で待機していたところ、原告は訴外信愛の理事長室に引き返し、同日午後5時45分ごろに訴外信愛から団交について委任を受けた旨の委任状を被告山下らに提示してきた。

上記の事実反する原告の主張は否認する。

上記書面を提示した原告は、玄関先で被告山下および組合側団交出席者らに対して、あらためて5名以内でないと団交をしないと通告してきた。

団交会場の広さや用意されていた椅子の数は、組合側団交出席者8名を十分に収容できるもので、5名に絞る合理的な理由がなかったこともあり、被告山下らは、「なぜ5名なのか、8名ではなぜダメなのか、6名、7名でもダメなのか、調整をしよう」と申し出た。しかし、原告は、「団交人数を5名以内に絞らないと団交をしないと繰り返し述べながら、「せっかくだから話をしたい」とも述べた。要するに、原告によれば、団交人数を5名以内に絞る条件に従うのであれば団交を行うということであった。そこで、被告山下と訴外教育合同の組合員らは、「5名以内に絞らないと団交しないというのは団交拒否にあたる。府労委に救済を申し立てるので、そこで会おう。」と述べて引き上げた。

同日午後8時前、訴外教育合同は、訴外信愛に対し、原告および訴外信愛の不当労働行為について抗議文をファックス送信した(乙6)。

上記の事実反する原告の主張は否認する。

- 4(1) 訴外教育合同の組合員らは、組合活動として、主張の日時ごろに、主張の場所で、主張の記載のあるビラを、訴外信愛の児童、生徒、保護者、教職員に対して配布した。また、被告山下は訴外教育合同の執行委員長として同ビラ配布の方針を出し、組合員らに配布を指示した。

上記の事実反する原告の主張は否認する。

学院に対して・・・」と記載したビラを前記同場所を通学中の前記訴外信愛女学院の児童、生徒、保護者、教職員等に対し、被告組合の組合員をして配布させた。

(2) ビラ配布の事実2(甲8)

被告山下は、被告組合の理事兼執行委員長として、その職務を行うにつき、平成19年1月26日、午前8時頃、京阪関目駅北側ロータリーにおいて「12月の団交を妨害した大正健二弁護士が、大正健二弁護士の行為が弁護士法に違反していると、組合は兵庫県弁護士会に懲戒請求を行いました。審査が始まります」「・・・その大正弁護士は・・・また、裁判所では「教員はクビだ！クビだ！」と言いつつ続けているようです。弁護士の品格が問われています」と記載したビラを前記同場所を通学中の前記訴外信愛女学院の児童、生徒、保護者、教職員、通行中の住民等に対し、被告組合の組合員をして配布させた。

(3) ビラ配布の事実3(甲9)

被告山下は、被告組合の理事兼執行委員長として、その職務を行うにつき、平成19年2月3日、午前8時頃、前記(1)と同所において「・・・さらに、大正弁護士の弁護士法違反については兵庫県弁護士会の綱紀委員会に事案の調査が求められています」と記載したビラを前記同場所を通学中の前記訴外信愛女学院の児童、生徒、保護者、教職員等に対し、被告組合の組合員をして配布させた。

(4) 被告組合が運営するホームページに掲載した事実(甲10)

被告山下は、被告組合の理事兼執行委員長として、平成19年1月31日、被告組合が運営するホームページに、前記(1)及び(2)のビラを掲載し、又「組合は、団交の委任を受けていないのに、団交に出てきて、さらに団交人数の制限をして団交を拒否した、このような行為は弁護士法に違反すると追及した」旨記載し、よって不特定多数に閲覧できる状態に置いた。

(5) これらの行為は、原告を誹謗中傷するものであることは明らかである。弁護士法には、懲戒や罰則に関する規定がある。よって同ビラを読んだ人及び同ホームページを閲覧した人が、原告があたかも代理権もないのに代理人として行動する弁護士であり、またそのことが弁護士会の懲戒に値し又、犯罪を犯したような誤解を与えることば必至である。

(2) 訴外教育合同の組合員らは、組合活動として、主張の場所で、主張の日に、主張の記載のあるビラを、主張の対象者に対して配布した。また、被告山下は訴外教育合同の執行委員長として同ビラ配布の方針を出し、組合員らに配布を指示した。なお、配布した時刻は、午後4時ごろである。

上記の事実を反する原告の主張は否認する。

(3) 訴外教育合同の組合員らは、組合活動として、主張の日時ごろに、主張の場所で、主張の記載のあるビラを、訴外信愛の児童、生徒、保護者、教職員に対して配布した。また、被告山下は訴外教育合同の執行委員長として同ビラ配布の方針を出し、組合員らに配布を指示した。

上記の事実を反する原告の主張は否認する。

(4) 訴外教育合同は、主張のころ、そのホームページに甲10号証をアップロードした。その中に主張のビラが掲載されており、また、主張の事実を掲載した。なお、掲載した事実は主張の事実には止まらず、上記3(3)に記載した事実など、事実関係を正確に掲載している。

上記の事実を反する原告の主張は否認する。

(5) 争う。

なお、労働審判の際、訴外Mは、労働審判委員会を通じて、「使用者側代理人は解雇にすると断言している」旨を何度も聞かされ、この際、自主退職に応じてせめて退職金を確保した方がいいのではないかと説得され、十分に納得できないままに調停に応じてしまった経緯がある。甲8号証のビラの「裁判所では『教員はクビだ！クビだ！』と言いつつ続けているようです。」との記載は、上

さらに、(2)のピラでは、原告は裁判所において、そのような発言はしておらず、裁判所において、裁判官、審判官、訴外M、訴外Mの代理人、いずれにおいても誰も原告の品格を問うていないものである。真実に反する事実を主張し、問われてもいないのに、品格が問われているかのような誤解を与えるものである。

(6) なお原告は、平成19年1月24日、被告山下の上記行為が、名誉毀損罪に該るとして、大阪地方検察庁に刑事告訴し、同年2月8日受理されている(甲11)。

5 その後の経緯

(1) 訴外Mは、本件懲戒処分の無効等を平成18年12月5日、労働審判により申し立てた(平成18年(労)第72号)。

しかるに、訴外信愛女学院は、前記3のごとくその正当性を主張・立証した。その結果、同事件は平成19年2月8日、調停が成立し、その調停条項で、訴外Mは、訴外信愛女学院を退職しその懲戒処分が有効であることを認めた(甲12)。

(2) また、訴外Mが申立していた地位保全仮処分(平成18年(ヨ)第10064号)も、平成19年2月9日に取り下げられた(甲13)。

(3) さらに、被告組合が申し立てた不当労働行為救済申立事件も平成19年2月26日、取下げられている(甲14)。

(4) このように、被告組合の本件訴外信愛女学院の懲戒処分が不当であるとの主張は、そもそも理由がなかったものであった。

(5) 被告組合は、平成19年1月25日、兵庫県弁護士会に原告に対して、懲戒請求の申立をなしたが(甲15)、「弁護士法第1条(弁護士の使命)に違反し」とするものであり、全く理由のない濫用的な申立であった。

6 損害

上記4の行為により、原告が今まで築いてきた弁護士としての信用は大きく傷つけられ、その精神的苦痛は甚大なものである。

記の「解雇にする」旨の原告の発言をピラに記載したものである。

また、甲8号証のピラの「弁護士の品格が問われています。」との文言は、原告が労働委員会の調査期日において労働委員会に対して労働委員会の扱う問題ではないことを求めた点にも掛かっている。そのことを含めて、「弁護士としてそのような主張を行うのはいかなるものか」との趣旨で「弁護士の品格が問われています」との訴外教育合同としての意見を述べたものであって、具体的に特定の者が原告の「弁護士の品格」を問うていると述べているものではない。

(6) 不知。

5(1) 外形的事実は認める。但し、訴外Mが甲12号証のとおり調停を成立させたのは、期日に先立って自らの代理人に対して「調停を拒否して審判を求めること」を依頼していたにもかかわらず、期日が開始されてみると、労働審判委員会が調停を進行させたため、同人としては、「調停しかできないのだ」と誤解してしまい、また、調停内容については、「調停委員会が提示した調停条項に同意するほかない」と信じたからであり、錯誤に基づくものである。

(2) 認める。労働審判による調停が成立した以上は、地位保全仮処分事件を維持することは無意味なことであり、当然の結果である。

(3) 認める。訴外Mの訴外信愛における処遇を課題とする団体交渉についての不当労働行為救済申立であるから、労働審判による調停が成立した以上は、同救済申立事件を維持しておく必要性は乏しく、訴外教育合同としては同救済申立事件を取り下げたのである。なお、同救済申立事件を提起していたのも被告組合ではなく、訴外教育合同である。

(4) 否認ないし争う。

(5) 否認する。

なお、訴外教育合同は、主張の日に兵庫県弁護士会に対し、原告の懲戒申立を行った。これについても、全く理由のない濫用的な申立であるとの点は事実ではない。

6 否認ないし争う。

その損害賠償額は300万円を下らない。また、本件に関しての弁護士費用は30万円を下らない。

- 7 よって、原告は被告らに対し、民法709条、旧労働組合法12条、旧民法44条1項に基づき、連帯して慰謝料300万円及び弁護士費用30万円の合計である330万円及びこれに対する不法行為の日である平成19年1月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証(履歴事項全部証明書)
- 2 甲第2号証(履歴事項全部証明書)
- 3 甲第3号証(懲戒辞令)
- 4 甲第4号証(組合加入通知及び団体交渉申入書)
- 5 甲第5号証(団体交渉申し入れに関する回答)
- 6 甲第6号証(委任状)
- 7 甲第7号証(ビラ)
- 8 甲第8号証(ビラ)
- 9 甲第9号証(ビラ)
- 10 甲第10号証(被告組合のホームページ)
- 11 甲第11号証(告訴状受理証明書)
- 12 甲第12号証(労働審判手続調書)
- 13 甲第13号証(取下書)
- 14 甲第14号証(取下書)
- 15 甲第15号証(懲戒請求書)

添 付 書 類

- | | |
|-------------|-----|
| 1 履歴事項全部証明書 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 2 通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |

以上

7 争う。

なお、被告組合は前述したとおり地方公務員法に基づく職員団体であるので、労働組合法の適用はない。因みに、訴外教育合同は法人ではないので、旧民法44条1項の直接適用はない。また、原告は平成19年1月12日以降の遅延損害金を請求しているが、訴状請求原因4記載の全ての事実を不法行為とし、慰謝料の対象とするのであれば、4記載の事実のうち上記年月日に行われたのは(1)のみであるから、少なくとも慰謝料額全額に対して同日からの遅延損害金を請求することは理由がないというべきである。

被 告 ら の 主 張

- 1 被告組合は、前述したとおり、訴外Mが加入した労働組合でもなく、原告が主張する各事実を行ったことはない。従って、原告の被告組合に対する請求は直ちに棄却されるべきである。
- 2 被告山下は、訴外教育合同の執行委員長として原告が請求の原因4で主張する各ビラ配布及びホームページ掲載の方針を立て、各組合員に指示した事実はある。しかしながら、まず、原告主張の各ビラ配布及びホームページ掲載行為は、原告の名誉信用を毀損するものではない。また、万が一各行為自体が外形的には名誉信用の毀損行為に該当するとしても、本件各行為は、労働組合の団交要求を拒否し、訴外教育合同の組合員である訴外Mを不当に処遇し続けた訴外信愛及びその代理人に対する抗議であり、訴外信愛の保護者、生徒ら関係者にも真実を訴え、協力を要請するものであって、表現の内容、態様、程度、動機、目的、本件各行為を行うに至った経緯等からして、本件各行為は違法性を欠くというべきである。従って、原告の被告山下に対する請求も早急に棄却されるべきである。

この点に関する被告山下の主張は、追って準備書面で詳細に主張する。

証 拠 方 法

- | | |
|------|----------------------------------|
| 乙1号証 | 職員団体の登録について(通知) |
| 乙2号証 | 法人となる旨の申し出の受理証明書 |
| 乙3号証 | 法人の管理運営について(通知) |
| 乙4号証 | 尼崎市・尼崎市教育委員会不当労働行為再審査事件命令書交付について |
| 乙5号証 | 抗議及び団交開催申入書 |
| 乙6号証 | 団交拒否への抗議 |

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 乙号証 | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 2通 |